

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得(円)	給与収入					主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
	給与所得						
	その他の所得計						

所得控除(円)	雑損					所得控除合計②
	医療費					
	社会保険料					
	小規模企業共済					
	生命保険料					
地震保険料						

(摘要)	
------	--

課税標準(円)	総所得③				
	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
先物取引					

税額(円)	市民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		特別徴収税額⑧			
		控除不足額⑨			
		既充当額⑩			
		既納付額⑪			
		差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩)			
		変更前税額⑫			
	増減額(⑧-⑫)				
	変更月			月	

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

【拡大】

税額(円)	市民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	県民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
		特別徴収税額⑧			
		控除不足額⑨			
		既充当額⑩			
		既納付額⑪			
		差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩)			
		変更前税額⑫			
	増減額(⑧-⑫)				
	変更月			月	

【一時預かり利用料負担区分における税額確認について】

①住民税非課税世帯

→市民税「所得割額⑥」および「均等割額⑦」の欄がいずれも0円

②年収360万円未満相当世帯

(市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯)

→市民税「税額控除前所得割額④」の欄が77,101円未満

※①、②とも同一の世帯員の合算額で、ご確認ください。

※4月～8月は前年度税額、9月～3月は当年度税額の通知書でご確認ください。